

## 九州大学百年史 第2巻 : 通史編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1801798>

---

出版情報 : 九州大学百年史. 2, 2017-03-31. Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

## 第2章 管理運営体制の整備と創立50周年

### 第1節 組織・制度の整備

#### (1) 執行体制の整備

##### 学長選考基準の改正と総長の交代

1953（昭和28）年11月に第10代総長に就任した山田穰総長の任期は、1957年11月29日までとなっていた。このため同年10月28日に総長候補者予選委員会が開かれ、各学部・分校・研究所等から選出された予選委員によって2名連記の予備選挙が行われ、山田穰総長、沢田藤一郎医学部長、青山道夫法学部教授、進藤誠一文学部教授、戸田忠雄医学部教授の5人が学長予選候補者として選出された。翌29日、教授、助教授、専任講師および課長補佐以上の事務官等によって本選挙が行われたが、第1回の投票で過半数を得たものではなく、上位の山田穰と沢田藤一郎について第2回選挙が行われた結果、山田総長が過半数を得て再選された。

1961年11月には山田総長の2期目の任期が切れるため、9月26日の協議会において、総長選挙の日程を決定するとともに、前回の総長選挙以来懸案となっていた総長の任期について協議を行い、「九州大学学長選考基準」の第11条を改正して、「学長の任期は四年とし、再選を妨げない。ただし、引き続き六年を越えて在任することはできない」とし、再選の場合の任期をそれまでの4年から2年に短縮した。

10月26日、予選委員会が開かれて予備選挙が行われ、遠城寺宗徳医学部教授、富安行雄農学部教授、目加田誠文学部教授、青山道夫法学部教授、菊池勇夫法学部教授の5人が選出された。翌27日の本選挙では、遠城寺教授

が第1回目の投票で過半数を獲得して選出され、第11代総長に就任した。医学部から総長に就任したのは第5代高山正雄以来25年ぶりのことであった。

遠城寺総長の任期は、1965年11月29日までであり、同年10月28日に予選委員会が開かれ、遠城寺宗徳総長、山藤一雄農学部長、青山道夫法学部教授、目加田誠文学部教授、<sup>といだなおき</sup>問田直幹医学部教授の5人を選出した。翌29日の本選挙では、第1回投票で遠城寺総長が過半数を獲得して再選された。

遠城寺総長の2期目の任期は、1967年11月に切れるため、同年10月26日の予選委員会で予備選挙が行われた。その結果、水野高明工学部教授、滝沢克己文学部教授、山藤一雄農学部教授、林田和博法学部教授、天児民和医学部教授の5人が選出された。翌27日の本選挙では、第1回目の投票で過半数を得たものがなく、上位の天児教授と水野教授の2人について決戦投票が行われた結果、水野教授が過半数を獲得して選出され、第12代総長に就任した。工学部から総長に就任したのは、第6代荒川文六、第10代山田稔について3人目のことであった。

### 学部長会議についての申し合わせ

1960（昭和35）年1月、法文経建物地下室にある九州地方大学自治会連盟（九学連）書記局が警察によって搜索され、関係書類が実力行使のうえ押収されるという、いわゆる九学連事件が起こった。事件後、各学部教授会および評議会において大学の自治について検討が行われたが、その過程において、このような重大事件がたとえ緊急を要したとしても法的根拠のない学部長会議だけで処理されたのは問題であるとして、学部長会議の性格が問題となった。

学部長会議は、執行機関としての総長のインフォーマルな諮問機関として、慣習的に古くから存在し、運営されてきたが、大学の運営に関する重要な事項を処理する法的な根拠はもっていなかった。したがって、大学の運営に関

する重要な事項については、法的根拠をもつ評議会や教授会を開いて審議しなければならず、今回の場合においても、評議会と最少限関係学部の教授会ぐらゐは開くべきで、学部長会議が評議会の委任も受けずに活動したのは問題であり、学部長会議の本質は連絡機関か執行機関か明らかにする必要があるというものであった。

新制大学においては、「国立大学設置法施行規則」の第11条の規定にもとづいて、学部長会議の規則を制定して運営しているところもあったが、九州大学では、東京大学や京都大学等の旧帝国大学と同様成文化せず、永年の伝統によって運営されてきた。そこで、6月28日の評議会では、規則としてではなく、評議会の申し合わせとして、学部長会議の性格を確認することになり、従来不文法的に行われてきた内容を文章にとりまとめ、11月1日の評議会において「学部長会議についての申合せ」として承認された。これによれば、学部長会議は、総長、各学部長および教養部長をもって構成することとし、必要があるときは、関係の研究所長、附属図書館長または医学部附属病院院長を加える場合があり、総長の諮問に応じ、全学的立場で、①学部その他部局の連絡調整等大学運営に関する事、②評議会・協議会その他重要会議の原案作成に関する事を審議するものとされた。

## (2) 事務機構の整備

### 事務局の部長制と事務機構の整備

新制大学が発足した1949（昭和24）年の九州大学における事務組織は、事務局に庶務課（秘書掛・文書掛）、会計課（経理班一出納掛・給与掛・監査掛・予算決算掛、用度班一用度掛・管理掛・印刷掛・資材掛）、建築課の3課、学生部に輔導課（教務掛・輔導掛）、厚生課（厚生掛）の2課が置かれていた。その後1951年4月に建築課が施設課に改称されたが、昭和20年代においては大きな変化はみられなかった。

しかし昭和30年代に入ると、1959（昭和34）年3月20日に文部省令第5号をもって「国立学校設置法施行規則」の一部が改正され、事務局の所掌事務を分掌させるため、文部大臣の指定する国立大学の事務局に部および課を置き、学部、分校、学部附属の教育施設および研究施設、附属学校、附置研究所ならびに附属図書館および図書館分館に課が置かれるようになった。同年3月23日、文部省は「事務局に部を置く国立大学及び事務部に課を置く学部等を指定する訓令」（文部省訓令第4号）を制定し、事務局に部を置く国立大学および事務部に課を置く学部等を、旧帝国大学の7国立大学と同附属病院に指定し、4月1日から施行した。部および課の名称および所掌事務については、文部大臣の承認を得て、その大学の学長が定めることになっており、九州大学は事務組織規則を定めるため、文部省との折衝を進めたが、文部省は各大学統一した規則を定めた意向を持っていたため、大学側の意見と異なる点を調整するのに手間取り、7月末に承認を得た。「九州大学事務組織規則」は、1959年9月22日、達第14号をもって公布され、同年4月1日から施行された。

この事務組織規則によれば、九州大学事務局に庶務部・経理部・施設課の2部1課を置き、庶務部に庶務課および人事課の2課、経理部に主計課および経理課の2課が置かれた。学生部には補導課・厚生課の2課が置かれた。また、医学部附属病院事務部には管理課と業務課の2課が置かれた。なお、この事務組織規則の制定と関連して、事務局および学生部の各課の分掌を定めた「事務局および学生部事務分掌規則」が制定された。これによると、事務局は、庶務課が総務・調査渉外・文書・学務の4掛、人事課が任用・給与・職員の3掛、主計課が総務・監査・共済組合・予算の4掛、経理課が収入・支出・決算・用度・管財・印刷の6掛、施設課が計画・第一工営・第二工営・庶務・第一設備・第二設備の6掛の2部5課23掛で構成され、学生部は、補導課が教務・補導・体育の3掛、厚生課が厚生・奨学・寮務の3掛の2課6掛となっていた。

その後、1960年10月に、学生部の補導課が学生課に改められ、1962年6月には施設課が施設部に昇格して、企画課・施設課の2課が置かれるようになり、1965年4月には経理部に管財課、附属図書館に整理課・閲覧課の2課が置かれるようになった。

1967（昭和42）年5月31日には文部省訓令第20号をもって「事務局に部を置く国立大学等を指定する訓令」が廃止され、「国立大学の事務局等の部及び課に関する訓令」が公布された。これによって、それまで事務局に部を置く国立大学と事務局に課を置く学部等の名称を挙げるだけであったのが、別表において大学ごとに部および課の名称が明記されるようになった。九州大学については、事務局に庶務部（庶務・人事の2課）、経理部（主計・経理・管財の3課）、施設部（企画・建築・設備の3課）の3部8課を置き、学生部に学生課・厚生課の2課、医学部附属病院事務局に管理課・業務課の2課、附属図書館事務局に整理課・閲覧課の2課が置かれた。施設部の施設課が廃止されて、新たに建築課と設備課が設けられたのである。同年における本部事務局の部、課および掛の数は、事務局が3部8課33掛1室、学生部は2課8掛であった。

### 学生部次長制の実施

ところで文部省は、学生の厚生補導の組織およびその運営の改善について、1958（昭和33）年5月の学徒厚生審議会の答申にもとづいて検討を加えていた。一方、国立大学協会第三常置委員会は、1960年6月の第20回総会に「学生自治会活動の問題点について」を報告し、そのなかで、「全学的な厚生補導の問題について、企画運営の中核となる学生部には、練達の幹部職員が必要である、そのためには、比較的大規模な大学に学生部長を直接補佐する次長または副部長の定員増を行い、これを専任の職とする案が望ましい」との要望を行った。

これによって、文部省はその実施に必要な予算的措置をとり、1961（昭和

36) 年4月1日、文部省令第7号をもって「国立学校設置法施行規則」を改正し、その第5条第9項に「文部大臣の指定する国立大学の厚生補導に関する部に次長を置き、事務職員をもって充てる」とし、第10項に「次長は、厚生補導に関する部の部長の職務を助け、厚生補導に関する部の事務を整理する」と規定した。同日文部省は、文部省訓令第1号をもって、学生数約3000人以上の規模の25大学に前記次長を置くことを指定した。次長には行政職(一)三等級の俸給表が適用されたが、管理職手当(丙)が支給されたのは、予算の都合で7大学だけであった。

次長の職に事務職員があてられたのは、それまで国立大学の大部分の学生部長がほとんど教官の併任であったため、その職務に専任できなかったからであった。次長は学生部長に対する総括的な補佐機関であり、学生部長の職務全般について、主として行政的な側面から総括整理を行い、学生部の内務に関しては、部長の一般的な指示にもとづいて直接部内職員を指揮監督するとともに、部外に対しても連絡調整を行うだけでなく、とくに命じられた事項については部長の職務を代行することになっていた。

この頃、勤務評定反対闘争、道徳講習会反対闘争、警察官職務執行法改定反対闘争に続いて、1959年から翌1960年にかけて日米安全保障条約改定反対闘争が行われ、また、1961年4月から5月にかけては、政治暴力行為防止法反対闘争が全国で展開されており、これらの反対闘争に占める学生運動の勢力と影響は非常に大きなものがあった。このため、学生部次長制設置のねらいは、文部省直轄の事務官僚を各大学の学生部に配置して、学生運動をコントロールしようとするところにあるとして、いくつかの大学では学生の強硬な反対運動があったが、九州大学ではたいした動きはみられなかった。

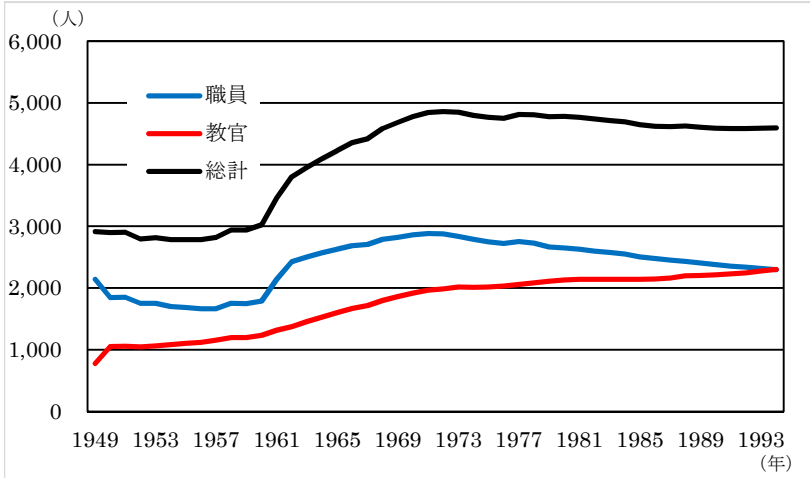


図 7-14 九州大学職員定数の変化

出典：『九州大学百年史』第11巻資料編Ⅳ。

### (3) 教職員定員の増加

#### 教職員定員の変化

1949（昭和24）年の新制九州大学発足時における九州大学の職員の定員は、「国立学校設置法施行規則」によって、学長1、学部長および主事8、教授257、助教授199、講師17、助手293、教務・技術・事務の各職員2141、合計2916と定められていた。その後の九州大学の定員は、図7-14のようになっており、1956年まで漸減したのち、1960年代にかけて急速に伸び、1973年をピークとして、それ以後は漸減していることがわかる。

1956年までの減少についてももう少し詳しくわくみると、定員の減少は、「その他の職員」（教務・技術・事務の各職員）に著しく、1949年から1956年までに480人の減員となっている。この定員減は、この時期に行われた行政整理の影響によるものであり、減少分は、定員外の非常勤職員・常勤労務者によって穴埋めされた。しかしこの定員外非常勤職員・常勤労務者の増加は、



直接間接に物件費とくに教官研究費を著しく圧迫することになった。

この間、教官の定員は増加傾向を示しているが、教授と助教授では教授の伸びよりも助教授の伸びの方が大きく、1956年には教授 270、助教授 277となっている。講師と助手は、1950年に講師 34、助手 541と、講師は2倍に、助手も1.8倍に増加したが、その後は、講師が1952年の49を最高に減少し、助手も1950年の541を最高に減少傾向を示している。

1957年以降は、全体に増加傾向となるが、とくに「その他の職員」の定員が大きく伸びている。新制大学発足後、各大学の職員は、「国立学校設置法施行規則」によって定員内職員（常勤職員）の定員数が明確にされたが、その一方で、定員外の職員（非常勤職員）が置かれるようになった。この定員外の非常勤職員は、その後常勤的形態をとる部分が発生し、これに対して政府は、1958年度から1962年度にかけて常勤的非常勤職員の定員化をすすめていった。この時期の「その他の職員」の定員の増加は、こうした常勤的非常勤職員の定員化によってもたらされたものであった。

### 教官定員の運用

この時期、九州大学の学生数は理工系を中心に大幅に増加したが、教官の増員は必ずしも充分でなく、とくに教養部の教官の不足がはなはだしかった。このため、1961（昭和 36）年以来学部長会議において討議が重ねられた結果、学科の増設・拡充等による定員増加あるいは退官・転任等による欠員の補充のため、教官定員は常時相当数の欠員があることがわかり、この欠員を利用するため定員流用の方法が考えられた。

しかし、これは流用を認める学部なり講座なりの責任者が定員の種別・期限などを明確に承諾した上で行わなければならない、学部長会議でも容易に結論が得られなかった。そこで、学部長会議では東北大学で行われている方法を調査し、1962年3月5日の学部長会議において「定員運用要項」案をまとめ、3月20日の評議会において承認された。

この教官定員の運用は、特定部局・特定講座からの定員の流用ではなく、常時相当数に上る教官の全学的欠員を財源とし、十分な安全度をみて、学部長全員で構成する定員運用委員会の査定の下に、全学的考慮を必要とするもののみ定員を短期融通しようとするものであり、融通を受ける部局からみれば定員流用の承諾を得たのではなく、一定の制約の下で自らの部局定員をオーバーして現員を補充することを認められるもので、部局定員そのものに変更を加えるものではなかった。従来、定員の貸借は関係部局間の協議によって行われていたが、定員の運用は、これを全学的なプールによって行おうというものであり、併行して部局間の貸借をやることも差し支えないとされた。

「定員運用要項」によれば、①教官定員の学内運用をはかるため定員運用委員会を設け、学部長会議をもって充て、毎年1回開催すること、②定員運用委員会に小委員会を置き、学部長4人をもって構成すること。小委員会は、定員運用の原案作成にあたること。毎年度定員運用委員会において査定し、運用を許容した人員は、評議会に報告すること、③各部局において定員の運用を全学的に考慮されるべきものがある場合には、部局長から毎年2月1日までに、理由を添えて総長あて要望書を提出するものとする、④定員の運用は全学的な考慮を必要とするもの（1部局の固有の必要にもとづくものはこれに含めない）で、かつ短期間に定員返還ができる見込みのあるものに限ること。したがって、運用によって許容された人員をもって充てた職に新規に定員が配当された場合には、当該定員は、まずその部局に認められた運用人員の償却に充てること、⑤定員運用の期間は、1年以内とすること。ただし、やむをえない場合は、定員運用委員会の審査を経て更新することができる、⑥定員運用の対象となる職は、助教授以下の教官とすること、⑦定員運用人員の限度は、4月1日における予想欠員数の100分の30までとすること、⑧各年度定員運用人員限度の計算方法は、新年度定員から前年度2月1日の現在員と前年度中の充員数を差し引いたものを「新年度中予想欠員数」とし、この「新年度中予想欠員数」に100分の30を掛けたものを当

該年度の運用人員限度数とする、というものであった。

ところで、定員運用を実施するには、各部局の定員が明確であることが前提となった。このため、従来からの助手の定員にみられるような、部局で確信する助手定員の総計が大学の助手総定員をオーバーするような点はその原因を究明し、可能なものを整理解決することになった。すなわち、副手（臨時職員）の本官化に伴う助手定員について、①1949年以降行政整理となった7名と、当該学部の本官化助手の定員内で振替を行うことが可能な増設講座の定員20名については、当該学部で処理することとし、②新設学部等で当該学部における処理不能なもの、本部所属で振替財源のなかったもの等の振替19名については、将来の問題として、1962年度のところはとりあえず運用限度数から差し引いて処理し、今後全学的な助手定員の配分があった場合にその全部または一部をこれに充て整理するか、または積極的に文部省に対しこの解消財源を要求するという事になったのである。

1962年度の運用定員は、各部局から合計16名の要求があった。これに対し、4月14日の定員運用委員会は、要項より算出した限度数28名から助手の定員オーバー19名を差し引いた9名を、教養部講師7名、中央計数施設助教授1名、農学部附属彦山生物学研究所助教授1名と配分することに決定し、4月17日の評議会において定員運用委員会の決定どおり承認した。

### 物理学教室問題

1963（昭和38）年5月7日、理学部教授会は評議会に対し、物理学科の一教授の講座担任を免ずることについて審議を申し出た。理学部の物理学教室では、1955年7月頃から同教授と他の教授や教室員との間で大きな対立が始まり、教室の運営に重大な支障が生じていた。このため物理学教室は、1960年3月に教室内で話し合いでは解決が困難であるとして教授会に解決を依頼し、教授会は六人委員会を設置して解決にあたった。しかし、その後も物理学教室では同教授との対立から他の教授・助教授があいついで転出

するなど混乱が続いたため、理学部教授会は1963年3月22日の教授会で、同教授の講座担任を免ずることなど3項目からなる上申案を可決したのであった。

これは、大学教授という身分は動かし難いが、同教授の学部運営に対する関与を排除しなければ、理学部の運営が不可能になるため、この2つを両立させるために決定されたものであり、理学部では、同教授のあまりにも強い個性は他と協調できないことが明らかであるから、講座を外すことは、考えようによってはきわめて温情のある措置であり、本人が義務を全うすることができない以上、この措置によって何らかの不利益が生じ、本人の意に反することになってもやむを得ないとしたのであった。

理学部の申し出を受けた評議会は、小委員会を設置し、理学部提案の処分案の妥当性について、それが不利益処分であるかどうかを含めて調査検討することにした。小委員会は、理学部の処置を検討するにあたって、大学教官の身分は、十分に保障されなければならないこと、しかしその身分は、絶対不可侵のものではないこと、懲戒または分限の処分を必要とする場合は、十分明白な理由により、明らかに法令にもとづく処分によらなければならないこと、以上3点を確認して審議をすすめ、6月11日の評議会にその結果を報告した。

小委員会の報告は、

2. [中略] 今回の理学部の意図したところは法令上の根拠において必ずしも明確でない点がある。むしろ分限の処置をとるべき十分明白な理由があるものと認められるならば、法令に基づき、免職、降任又は転任の方法によるべきである。それ故、他方その理由に乏しいものがあるとすれば、教授職を軽々に動かすべきではない。
3. また、かりに諸般の事情から、理学部の意図された今回の処理方法を認めなければならない場合においても、この処理方法は、国家公務員法上の不利益処分の疑いを多分に残しているが、それが直ちに、教育

公務員特例法上の不利益処分に該当するか否かについては、疑問の余地がある。

というものであった。このため、本件は理学部長からの申し出もあって撤回されることになった（「第 613 回評議会記録」）。

当時北海道大学では、評議会が教授としての適格性に欠けるとして文学部の一教授の分限処分を決定し、文部省はこの決定通り同教授の処分を発令したため、同教授はこの処分を不服として人事院に不利益処分の審査を請求するという事件が起こっており、学部自治を根幹とする大学自治の問題、国立大学教授の身分保障のあり方などをめぐって大きな注目を集めていた。ちょうど同時期に起こった物理学教室の問題は、この北海道大学の事件と同様になるおそれがあったのである。

その後、理学部では評議会での意見を参考に検討を重ね、7月17日の教授会において、同教授に対し自発的辞職を勧告することを決定した。そして、同月19日の教室運営委員会に同教授の出席を求め、口頭でこの主旨を伝えるとともに勧告書を交付して、9月10日までに回答するように求めた。その結果、9月29日には同教授も辞意をもらし、翌30日には「一身上の都合」という理由で本人自筆の辞表が届けられた。こうして同教授の辞職は、翌1964年3月31日付で承認され、10年近く続いた物理学教室の混乱はようやく解決することになったのである。

#### (4) 入試問題事件

##### ダブルミス事件

1961（昭和36）年3月5日に行われた九州大学入学試験の理科生物の問題で、ヨード反応によってイネの遺伝的優性・劣性をたしかめる問題の設定に誤りがあった。すなわち、生物第Ⅲ問の問題設定の中に、「モチのつくるでんぷんのヨード反応は青紫色であるが、ウルチのつくるでんぷんは、かっ色

（ちゃ色）にそまる」と、ヨード反応の色を誤って逆にした箇所があり、そのまま学力検査が行われたのである。この誤りは、検査開始時に検査室監督者の1人が気づいて代表委員まで連絡したが、代表委員は出題者が私宅にて正誤の検討が得られなかったこと、保管中の原稿と照合したところこれと異ならなかったこと、また、誤りは条件設定の部分なのでそのままでも問題は成立するとして、あえて訂正せず検査はそのまま実施された。試験終了後ただちに入学試験運営委員会が開かれ、その措置について協議が行われた結果、この設問から直接影響をうける問2中のaについて採点を取りやめ、その点を他に振り分けることになった。

ところが3月11日になって、新聞社からの情報により、問題になった生物第Ⅲ問とほとんど同じ内容の問題が、誤った設問のまま1961年2月発売の受験雑誌『蛍雪時代』3月号に実力テスト問題として、九州大学教授の名前で掲載されていることが分かった。このため11日夜に開かれた入学試験実施委員会は、15日に予定されていた合格発表を1日のばして16日に行うことを決定するとともに、推計学の専門家を動員して受験生に不公平な結果がでない採点方法を検討することとし、13日の入試審議委員会において、不利益を受けたと推定される者を救済するため、定員より20～30人多く合格させる措置を取ることを決定した。

九州大学では入学試験問題の出題にあたっては、大学より任命された出題委員によって試験問題が作成されることになっていた。しかし、教養部生物学教室では長年の習慣から採点委員の教官も準備会に出席させて問題を準備していた。これよりさき、採点委員に任じられた1人の教官が、前年6月頃に受験雑誌社より問題執筆を依頼された教授から問題を作成するように頼まれ、作成した問題をその教授の名前で投稿していた。しかし、入学試験問題の作成を乞われると、この教官は、受験雑誌社に送った問題に相当工夫を加えたので両者は同じものではないと考えて問題原稿を提出し、問題の作成を頼んだ教授も受験雑誌の原稿の内容を忘れていてこれをチェックしなかった

ため、提出された問題がそのまま入学試験問題として出題されることになったのであった。

3月13日、この2人の教官は田中定教養部長のもとにそれぞれ辞職願を提出し、田中教養部長も同日山田稔総長のもとに入学試験実施委員長として進退伺を出した。3月17日の学部長会議は、1961年度入学試験の実施に関して起こった問題の事実を明確にするため、入学試験調査委員会を設けて事実の調査を行うことになり、3月20日から4月15日まで9回にわたって委員会が開かれた。

### 不正入試事件

ところが、この調査委員会の調査のなかで、出題委員でない教養部の生物学担当の別の教授が、試験問題を事前に知って受験生である子弟にもらしていた事実が明らかになった。調査委員会の調べでは、本人の第1志望は工学部で、生物は選択しないと周囲の者に話していたが、実際には生物を受験して農学部合格した。さらに、本人の高校での生物の成績は中程度であるのに、入学試験ではただ1人の最高点を取っているという事実もわかった。当該教官に弁明を求めたところ、同教官は事前に問題を知り、その一部を漏らしたことを認めた。このため、九州大学はただちに同受験生の入学手続きを中止し、同教授は4月7日に辞表を提出し、同日付で依願免官となった。

この不正入学事件は、当初学外へ公表されていなかったが、新聞社への匿名の投書から明るみに出ることになり、創立50周年記念式典前日の5月10日の朝刊に報道された。山田総長はこの投書の筆跡を鑑定した結果、某学部長のものであることを確認し、5月15日に同学部長から事情を聴取した。しかし、同学部長は投書の筆跡が自分のものと似ていることは認めたが、投書とは無関係であると主張した。

同学部長の出身学部では、翌16日に教授懇談会を開いて学部長から事情を聞き、さらに17日の教授会において教授会としての対策を協議した結果、

学部長の事実無根であるとの証言を信頼したいとの意見となり、「この事件について大学当局のとった言動は慎重を欠くうらみがあることを遺憾とする〔中略〕学部長の名譽を回復するとともに、大学の信頼を保持する措置がとられることを強く望む」との声明を発表した。また、同教授会は全員一致で同学部長が引き続き学部長に留まることを要請し、同学部長もこれを了承した。投書問題については、評議会においても協議が行われたが、真相はいつにも明らかにならず、8月18日に入試問題に関する処分が最終的に決定したのを機に、投書事件についてもこれ以上追及しないことが了承された。

1961年度の入学試験では、こうした九州大学の事件をはじめ全国9つの国公立大学で11件の不正事件が発生した。このため文部省は、事件の再発防止と入学試験の公正確保のため、5月19日付で各国立大学長に対し、①入学試験管理の組織およびその運営方法、とくに試験問題の出題方法、採点方法、点数の集計、合格者の判定方法等について十分に検討し、改善を要する点については速やかに改善を加えること、②入学試験関係者は、受験雑誌等へのテスト問題の出題、予備校講師の就任、受験者の自宅指導について自粛すること、③事件が発生した大学は、事件の実態および原因を究明し、大学自治の原則に照らしてその責任を明らかにするよう適切な措置をとり、国民一般の疑惑を解消し、大学の権威の回復に努めるようにと異例の通達を出した。

### 処分問題

この間、評議会は4月18日に入学試験調査委員会より提出された「入学試験事実調査報告書」を承認して、不祥事態発生の原因となった事実の確定を行ったのち、関係者の処置について検討するため入学試験処理委員会を設けた。しかし、この処理委員会の委員に入学試験調査委員であった者が含まれていたため、5月16日の評議会で、調査委員であった者が処理委員になるのは先入観もあって不適當であるとの意見が出され、協議の結果あらためて



委員を選出することになった。

入学試験処理委員会は、5月18日から6月12日まで12回にわたって審議を重ね、「入学試験処理委員会報告書」を作成して、6月13日の評議会に報告した。同報告書による処分案は、すでに依願免官となっている教授を除く、生物問題の関係者7人と入試実施委員長である田中定教養部長、それに1年4か月前に雑誌『高校の数学』11月号に投稿したものと実質的に同様な問題を数学の入学試験問題として出題した1名について、停職2名・減給1名・戒告1名・訓告5名の処分にするというものであった。

この処分案は各学部の教授会で検討され、6月27日の評議会に処分案に対する各学部教授会の意向が報告された。しかし、田中教養部長の出身学部である経済学部と教養部は最終的結論を出すに至っておらず、決定は延期された。処分対象者9名のうち6名を出した教養部では、処分が教養部に重く学部に軽いのはうなずけない、国家公務員法によって懲戒処分をするのは厳しすぎるのではないかなどの意見が出され、7月4日の評議会に教養部独自の修正案を提出した。また、経済学部も教養部長の処分について独自の考えを主張した。このため、処分はなかなか決定せず、ようやく7月25日の評議会において評議会原案が了承され、訓告5名を除く4名を懲戒処分に該当するものとして調査に付すことに決定した。8月1日の評議会では、審査説明書案を検討の上決定し、同月3日、4名に対し審査説明書を交付した。8月18日の評議会では、4名から陳述の請求がなく、14日の期間が経過したことを確認して、審査説明書のとおり処分を決定した。

### 入学者選抜実施規則の改正

その後、1961（昭和36）年10月23日に入学試験審議会が開かれ、次年度の入学試験の実施方針について検討されたが、今年度の入学試験問題事件を反省して、「九州大学入学者選抜実施規則」を根本的に改正することになり、小委員会を設けて改正案を作成することになった。改正案は、11月24日の

入学試験審議会で承認され、同月 28 日の評議会において可決制定された。

この規則の改正は、とくに入学試験実施委員会の構成を中心に行われた。従来の規則では、入学試験実施委員会は運営委員会、出題採点委員会、身体検査委員会等から構成されていたが、実施委員会自体は委員長がいるだけで実体がなく、責任の所在や範囲が不明確で実施委員長に責任が集中しすぎる形をとっていた。このため新規則は、それまで習慣として行われていたものを条文におりこんで責任の所在を明らかにするとともに、実施委員長に集中していた責任の分散をはかるものとなっていた。具体的にはそれまで構成、責任の所在、仕事の内容があいまいであった入学試験実施委員会を入学試験実施機関としてはっきり明文化し、入学試験の実施に関する業務を分掌させるため、実施委員会の総括のもとに出題・採点・健康診断の各専門委員会を設け、各専門委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、代表委員若干名および相当数の委員を置き、仕事を細かく分けて、問題が起こったときの責任の所在を明確にしたのである。

## 第 2 節 大学管理法問題

### (1) 大学管理問題と大学管理法案

#### 大学管理問題

昭和 20 年代の大学法問題以降、大学の管理運営問題をめぐって大きな変化はなかったが、1960（昭和 35）年 5 月 2 日に松田竹千代文部大臣が「大学教育の改善について」を中央教育審議会（中教審）に諮問するとふたたび大きな問題となり、中教審だけでなく、同年 9 月に文部省内に設けられた大学管理運営改善協議会や国立大学協会等でも大学の管理運営について審議がなされていった。とくに 1962 年 5 月 25 日に池田勇人首相が参院選自民党演

説会で、現行の大学管理制度を再検討したいとの発言を行うと、それ契機に大きな社会問題となった。

九州大学では、同年5月30日に各学部自治会・大学院自治会・教職組連合の三者で大学制度改革に反対する「全学共闘会議」が結成され、6月2日には戦術委員会を開いて、今後の闘争の具体的方法と池田文教政策の反動化に対し徹底的に闘うことを確認する「全学共闘会議結成に関する声明」を決議した。6月22日には、九州大学・福岡女子大学・西南学院大学など九州地方大学自治会連盟（九学連）の学生約100人が、全国遊説中福岡入りした池田首相に「大学管理制度改革反対」の抗議をするため福岡市呉服町の博多帝国ホテルで同首相に面会を求め、「大学制度改革反対」を叫んで氣勢をあげた。

6月20日、中教審第十六特別委員会は、文部省の国立大学学長拒否権、大学管理運営のための中央機関の設置等を内容とする「大学の管理・運営について」の答申原案を公表した。九州大学は、7月16日の評議会において大学の管理運営に関する九州大学としての声明を出すことを決定し、同月28日の評議会において、

最近伝えられる大学管理制度改正諸案のなかには、教授会を根幹とする大学内部の運営に対し、通常の行政組織における上下の職制をもってこれを律しようとし、大学の重要人事の決定を外部権力の規制のもとにこうとしているものがある。このようなことは、大学自治の根本精神に背反するものであって、ここに強く反対の意志を表明せざるを得ない。との声明を発表することを決定した。

### 国大協の中間報告案

これよりさき、国立大学協会（国大協）は中教審に「大学教育の改善について」が諮問されると、第一常置委員会において、大学の管理運営問題について独自の調査を開始し、1961（昭和36）年11月の第23回国大協総会に、主として学長の権限の明確化・強化を内容とする大学の管理運営についての

中間報告案を提出した。この中間報告案は、大学の自治を根底からくつがえすものとして、全国の各大学から強い批判を受け、翌 1962 年 4 月の第一常置委員会で廃案となった。このため第一常置委員会はさらに第 2 次案を作成して各大学に配布したが、第 2 次案に対しても強硬な反対意見があり、事実上廃案となった。

その後、国立大学協会は、1962 年 6 月 22 日の第 24 回総会において第一常置委員会の中間報告案の修正について報告をうけ、さらにその後の協議結果にもとづき、7 月末日までに第一常置委員会の案をまとめて各大学に送付し、各大学での検討のうえ 9 月に開催する予定の総会で国大協としての意見を決定することにした。第一常置委員会はこれをうけて、「大学管理運営に関する中間報告案」(国大協第 3 次試案)を作成し、7 月 31 日に各大学に送付して、9 月 7 日までに意見を提出するようにもとめた。

中間報告案に対する九州大学の意見は、9 月 3 日・4 日の両日にわたって開かれた評議会において最終的に決定され、①大学管理運営の改善は、大学の自主的な努力に委ねられるべきであり、法令によって画一的に規制することには反対である。永年培われた慣行は、これを尊重すべきである、②大学の管理運営の改善は時間をかけて行うべきであり、慎重かつ十分な研究を基礎とすべきである。性急な改善は極力避けなければならない、③大学の管理運営は、研究・教育に従事する研究者の良識にもとづいて行われるべきであり、教授会が大学自治の根幹であることを明記すべきである。本報告の記述順序もこの点から変えた方がよいと思われる、④国立大学の運営の改善については、国立大学相互の協力を必要とするとはいうまでもないが、本案のように協会に大学運営協議会(仮称)を設けることには、にわかに賛成しがたい、⑤大学は、社会の信託にこたえ、みずからその管理運営の改善をはかるべきであって、決して独善的な考えを持つべきでないことは充分認識するが、外部勢力の介入には絶対反対である、との「中間報告案に対する意見書」をまとめた。

9月14日・15日に開かれた国大協第25回総会では、各大学から寄せられた修正意見を討議し、「大学管理運営に関する中間報告案」をほぼ原案通り採択した。この案は、①管理・運営は大学の自主性を基調とすべきである、②多年の伝統にもとづく慣行にゆだねる領域が多い、③大学の諸機関の権限の合理的な配分と相互信頼が必要である、④各大学相互協力機関として協会内に「大学運営協議会」を設ける、というもので、立法措置による管理運営の改善に反対するかわりに、国大協内に大学運営協議会を設置しようというものであった。大学運営協議会は、国大協のなかで大学の管理運営について検討することを目的としたものであったが、中教審に対抗するため、その裏返しとして考え出されたものであった。

### 中教審中間答申の発表

一方、中教審は、9月に出された国大協の中間報告を検討し、国大協の意見をも取り入れて、答申案から文部大臣の差し戻し権と中央機関設置の箇所を削除し、10月15日、国大協案とほぼ同様の「大学の管理運営について」の中間答申を報告した。

これに対し国大協は、中教審最終答申案に対する態度を決定するため第26回総会を11月に開いたが、九州大学ではそれにさきだち、11月13日の評議会で、国大協の「大学の管理運営に関する中間報告」には、九州大学の慣行と異なっている点もあるが、同報告はあくまでも「各大学において大学の管理運営の改善をはかるにあたり参考とすべき基準として役立てられるべきもの」であるとの理解のもとに、それが九州大学の自主性を阻害するものではないこと、および九州大学としてはさきに行った声明の精神にのっとり、永年にわたり築き上げてきた慣行による管理運営を将来にわたって続けていくことを確認した。11月15日・16日に開かれた第26回国大協総会では、7月に発表された中間報告の基本線にそった会長談話を発表することを決定し、「大学運営協議会」（仮称）については各大学に持ち帰って検討すること

になった。

## (2) 大管法反対運動

この間、全国各大学で大管法に対する反対運動が行われ、九州大学では7月に滝沢克己文学部教授、金原誠工学部教授を中心として「大学制度改悪反対九州大学協議会」が結成され、助手以上の教官500名以上が参加した。九州大学の反対運動は、8月中旬に発表された文学部の意見が基調となっていた。また、ほとんどの学部教授会が反対決議や反対の意志表示を行った。

各学部学生自治会も討論・集会を開いて反対運動を開始した。農学部・理学部では実行委員会が組織され、9月28日には両学部合同の実行委員会が開催された。法学部・文学部・経済学部でも10月2日に闘争委員会を開いて闘争体制の確立をはかった。教養部では実行委員会を中心に、10月13日に教職組との共闘体制を確立し、17日から3日間、大管法反対の講演集会を開催した。10月31日には日本マルクス主義学生同盟（マル学同）主催で大学管理制度法制化に反対する学生大会が教養部で開かれた。11月9日には社会主義青年同盟（社青同）主催の反対運動が行われ、学友会中央執行委員会の方針にもとづき工学部・教育学部を除く6学部が参加した。

11月30日には、大学管理制度に反対する学生の全国統一行動が行われた。この日の行動は全学連主流派と反主流派がはじめて足並みを揃えたもので、各地でデモが行われ、九州大学でも教養部は朝から授業放棄に入った。12月8日にも大学管理法改革反対全国学生統一行動が行われ、西日本各地の大学は授業放棄を行ってデモ行進し、福岡・佐賀では九大生・佐賀大生が警官隊と衝突した。12月14日には午後から教養部と法・文・経3学部を中心に学生が大学管理法案に反対して授業をボイコットし、午後3時から福岡市冷泉公園で全学統一集会を開いたのち、5時半から福岡地区労のデモに合流した。12月16日には、九州で大管法闘争に取り組んでいた佐賀大学・長崎大学・

九州大学の学生によって「九州学生共闘会議」が九州大学で開催され、翌年1月7日には第2回会議が開かれた。

### (3) 国会上程の中止と大学運営協議会の発足

#### 国会上程の中止

一方文部省は、10月の中教審の最終答申にもとづいて「国立大学運営法案」（仮称）を第43回国会に提出する作業を進めるとともに、それに伴う教育公務員特例法等の一部改正案を準備した。

しかし、これを単独法とすることに対して内閣法制局に異論があり、また、国立大学協会などで大学の運営を改善する自主的機関として大学運営協議会を設ける努力をする態度が明らかになったことから、池田内閣は法案を提出しないで大学の自主的措置にまかせるとの決定を下し、1963（昭和38）年1月25日の閣議で大学運営法案の国会提出を取り止めることを正式に決定した。

その後、政府は大学運営法案の国会提出取り止めにかわって、2月8日の閣議で、旧帝大の国立大学長を認証官とする「国立大学の総長の任免、給与等の特例法案」を決定した。文部省は7大学長を認証官とすることによって大学の教官の待遇改善のきっかけをつくと説明していたが、大学側は待遇改善を口実に大学の官僚統制をはかろうとするものとの強い危惧を抱き、国立大学協会は2月28日の臨時総会において認証官問題についての大学側の態度を検討した。

6月9日、東京大学総長と京都大学総長は文部大臣に対し、認証官にすることが学長の地位を上げるものとは考えられず、給与についても他の一般教官の給与改善について保障がないのにわかに賛成できないと、文書で申し入れを行った。また、6月には、国立大学教官有志が旧7帝国大学長を認証官とする政府案に対し反対の声明を発表した。その後、認証官問題は第44

回国会に提出されるとの報道もあったが、実際には提出されることなく終息した。

### 大学運営協議会の発足

国立大学協会が提案した大学運営協議会については、1963（昭和38）年1月16日の大学運営協議会（仮称）準備委員会での大綱が検討された。しかし各大学の意見がまちまちであったため、1月26日に第27回総会を開いて再度各大学の意見をきき、大学運営協議会規程案を作ってこれを各大学に持ち帰り、2月の総会において最終的な審議を行い決定することになった。そして、2月28日の第28回総会において、大学運営協議会規程案を一部修正のうえ可決し、大学運営協議会が発足することになった。

大学運営協議会は、1963年4月に第1回協議会を開催して以後、「国立大学の管理運営に関する問題点」を検討し、3年後の1966年2月の第36回国大協総会に「大学の管理運営に関する意見（案）」として報告した。そして、各大学の意見を求めて修正したうえ、同年6月の第37回総会において決定し、大河内一男会長の談話を添えて公表した。

この報告書は、大学の自治の本質について、「大学の人事権が大学に保障されることが不可欠の要件である」と強調し、文部大臣の大学に対する人事介入を拒否するとともに、大学が自治の乱用を自制し、その判断と活動が広く社会から認められ、信頼を受けるようにすべきであるとして、「大学自治の本質」「文部大臣の権限」などについて、「外部の干渉を受けずに人事権を持ち、研究と教育の管理を大学が自主的に行なわねばならない」と、これまでの主張をさらに具体的に述べていた。



### 第3節 高度成長下の大学財政

#### (1) 国立学校特別会計法の制定

##### 大学財政問題の検討

国立大学の財政は、1947（昭和 22）年度以降、特別会計から一般会計に移行していた。しかし、国立大学の財政は特別会計によって運営すべきであるとの意見は強く、教育刷新審議会は、1951年1月の第38回総会において、大学財政の総合計画の樹立とともに、国立大学特別会計の設置を提案する「教育財政問題について」を採択した。国立大学協会も、同年11月の第4回総会において特別会計制度の復活を討議し、翌1952年5月の第5回総会では、文部大臣に対し、近く設立される中央教育審議会において国立大学財政の根本的改善の方策を審議するように要望した。さらに国立大学協会は、1954年6月に、要望書「国立大学の整備充実に関する審議会の設置」を文部省に提出し、国立大学の財政計画の樹立と諸施設設備の整備充実をはかる長期計画の確立を要望した。こうした動きを背景に、文部省は1955年に入ると大学特別会計について大蔵省と折衝を行ったが、独立採算的性格を含ませるかどうかをめぐって調整がつかず物別れとなった。

その後、1960年から中央教育審議会は、「大学教育の改善について」を審議し、そのなかで「大学財政について」も検討されたが、1963年1月28日に提出された答申では、過去の特別会計制度について、「必ずしも所期の目的をじゅうぶん達し得なかった」と評価し、「現在の国立大学が内容、規模において急速な発展、拡充の過程にあることを考えると、国立大学の特別会計制度については、なお、慎重に検討する必要がある」としていた。そして、「一般会計制度下における現段階においては、少なくとも大学特別会計制度にみられた財政上の自主的、弾力的、かつ、計画的な運用のみちをひらくため適切な措置を講ずべきである」と述べ、教育研究の長期計画に即応する予算措

置、予算執行上の弾力的運営、教育研究費等の拡充、寄付金の受け入れ、使用等を答申していた。また、国立大学の経理手続き、管理運営費のあり方等について、技術的・専門的に調査するため調査会を設けることを検討すべきであるとしていた。これをうけて同年3月8日、国立大学予算制度調査会が文部省内に設置された。

### 国立学校特別会計法の制定

こうしたなかで、1963（昭和38）年の1964年度概算要求の編成時期に、大蔵省は国立学校を特別会計とすることを文部省に打診してきた。これに対し文部省は、8月31日に「国立学校の会計を特別会計に改めた場合における問題点について」を取りまとめ、

国立学校がその管理運営のため必要とする予算が確保され、その予算の弾力的執行が図られるような特別会計制度が考慮されるならば、この制度を採用することは意義があると考えられる。しかしながら、特別会計制度に改める目的が単に独立採算といった経済的な独立を図るところにあるとすれば、それは不可能であるばかりでなく、教育研究の本来の姿からいっても適当なことではない。独立採算という趣旨から国立大学について特別会計制度の採用が主張されるならば、賛成しがたい

と懸念を表明した。このため、1964年度の予算編成は、一般会計としてすすめられたが、その後も大蔵省と文部省との協議は続けられた。

文部省は大蔵省と折衝するにあたって国立大学側の意見を求めたため、国立大学協議会は12月19日に、理事会ならびに第六常置委員会の緊急合同会議を開催し、文部省から大蔵省提案の学校特別会計について、その経緯と内容について説明を求め、急拠専門委員を委嘱して国立大学協会の「国立大学特別会計制度についての意見（案）」を作成した。そして、12月25日の第六常置委員会と役員会の合同会議で審議したうえ、各大学長に送付して意見を求めた。

文部省の説明では、この特別会計は国立学校の内容の充実をはかり、かつ今後における拡充整備を促進する趣旨のものであって、国立学校会計の独立採算を目的とするものではなく、したがって一般会計の負担軽減をはかる目的をもって授業料等の値上げを企図しているものではないというものであった。これに対する国大協の意見（案）は、①国立大学がその任務・目的を達成するには、一般行政機関とは異なった独自の運営が必要であること、②国立大学の施設の現状は、新設大学はもちろん、旧設大学においても、極めて劣悪、不十分なこと、③日本の財政・経済の現状からみて、国立大学のための予算確保の困難は将来、必ずしも緩和されないとと思われること、の3点を前提に、ほぼ文部省の説明に沿った弾力的な運営措置を意見として述べていた。

九州大学では翌1964年1月14日の評議会においてこの意見（案）を検討し、特別会計が実施された場合に考えられる懸念事項について考慮を求める意見をまとめて回答を行った。国立大学協会は、各大学から出された意見をもとに、1月23日の第31回総会において協議し、意見（案）を一部修正のうえ可決して、文部・大蔵両大臣をはじめとする関係各庁へ送付した。

1964年2月7日、「国立学校特別会計法案」は閣議決定され、同月11日、国会に提出された。国会では、独立採算的性格を持たせてはならないとする議論が出され、文部・大蔵両省とも一般会計からの繰り入れ比率を下げないことを明示した。また、2月27日付をもって文部事務次官と大蔵省主計局長との間に、「この特別会計は、国立学校会計の独立採算を目的とするものではない。したがって、特別会計にしたことを理由として授業料等の値上げを意図することはない」ことを含む覚書が交わされ、4月2日、参議院大蔵・文教委員会連合審査会において公表された。

こうして、翌4月3日、法律第55号をもって「国立学校特別会計法」が公布され、特別会計が実施されることになった。一般会計下の財政運営は17年間で終了し、ふたたび特別会計に復帰することになったのである。この会

計は、文部大臣が管理するものとし、歳入は、一般会計からの繰入金、授業料、入学検定料、附属病院収入、積立金からの受入金、借入金、学校財産処分収入、寄付金および雑収入からなり、歳出は、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子その他の諸費となっている。

新しい特別会計は、戦前の帝国大学特別会計のように個々の帝国大学について立てられた特別会計ではなく、形態の上ではすべての国立学校を通じて一本の特別会計とした1944年の「学校特別会計法」に類似している。また、戦前の特別会計法にみられた「資金」の規程がなくなり、そのかわりに「借入金」（財政投融资）が導入されていた。したがって、戦前の特別会計が、「大学資金」を基礎に、大学財政の独立と一般会計の負担軽減をめざしていたとすれば、戦後の特別会計は、財政投融资の導入や大学財産の流動化、およびそれに伴う大学の自己収入（病院収入・入学金・授業料・寄付金）の増大を通じて、大学財政の合理化と、一般会計の負担の緩和をはかっていたということができる。

## (2) 九州大学の財政状況

### 九州大学の財政

九州大学の予算手続きは、毎年5月あるいは6月に各部署で決定された概算要求事項が評議会で承認され、7月中旬に概算要求書が文部省に提出される。文部省には同様にして各国立大学から概算要求が提出されるが、文部省では文部大臣がこれを検討・調整したうえ、文部省概算要求として大蔵省に提出する。文部省予算は他の省庁の予算とともに大蔵省の査定をうけ、同省の編成した予算原案を閣議が決定し、国会で決定される。

予算が決定すると、文部省は年度途中に必要となる設備費の補足等に充当する経費や節約分を留置分として控除したのち、各大学に予算を配付する。

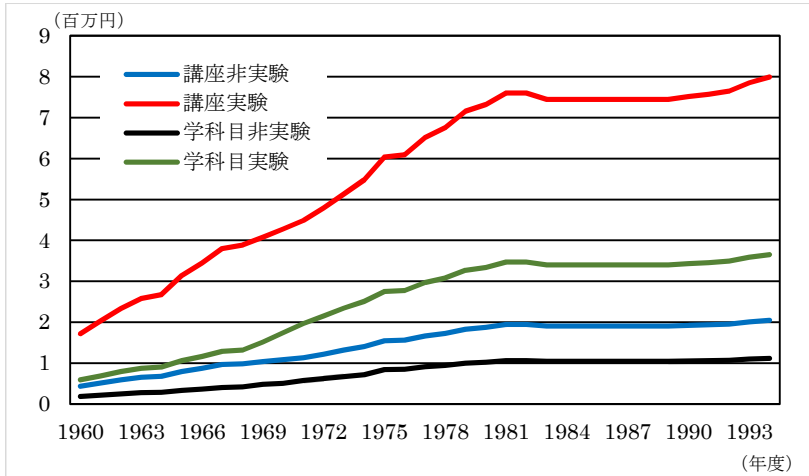


図 7-15 教官当積算校費の推移

出典：『九州大学一覧 総括編』

九州大学では、全学共通経費に充当したり、部局間格差を是正するため、基準的経費から一定の比率で留置分を控除し、各部局に大蔵・文部両省の算定基準どおりに配付する。各部局での配分は、ほとんどの部局で予算関係の委員会や部局長が作成した案を教授会で決定している。

こうしたルートで配付される予算が経常的研究費の中核をなしており、教官当積算校費と学生当積算校費がその財源となっている。教官当積算校費は教官研究費と呼ばれていたものが改称されたもので、多様な使途が認められた点において研究・教育の自由を保障するものであったが、管理的経費が一般省庁なみの庁費しか配付されないため、積算単価のごく一部しか研究・教育に充当されないという問題を抱えている。

戦後、物価上昇のもとで積算校費の実質は著しく低下し、昭和 20 年代には戦前の 30%にも達していなかった。その後、1960（昭和 35）年以降の科学技術振興政策のもとで積算校費は図 7-15 のように増加したが、それは講座制と学科目制との格差を拡大する方向で進められた。

また、戦後の大学財政については、大学院予算の不十分さが重大な問題と

なっており、学生経費を除けば、大学院のための人件費・物件費その他が独立して計上されず、大学院固有の予算が認められていないことが大きな問題として指摘されている。

## 科学研究費

戦後改革の一環として、戦時下の科学動員体制は解体・再編成されていったが、この再編過程に伴って研究費体系も整理されていった。1945（昭和20）年9月、技術院が廃止され、技術院が所管していた研究補助金の一部は文部省に引き継がれて、試験研究と応用試行の研究費となり、1946年には科学試験研究費として一本化され、重要産業の復興、民生の安定のための緊急課題に交付された。同年9月、文部省は人文科学委員会を設置し、人文科学研究助成金を設けた。この助成金は、1948年1月に人文科学研究費補助金と改称された。

1948年12月、日本学術会議と科学技術行政協議会が成立した。日本学術会議は、廃止された学術研究会議に代わって科学研究費配分の基本方針を文部省に答申し、文部省内の学術奨励審議会科学研究費等分科審議会が、これにもとづいて配分審査を行う仕組が成立した。

1949（昭和24）年9月3日、文部省令第32号をもって「科学研究費交付金等取扱規程」が定められ、科学研究費は、「重要な基礎的研究」に対して国庫から支出する交付金、試験研究費は、「わが国経済の再建、国民生活の安定等当面する緊急諸問題の解決に資する応用的研究であつて共同して行う」研究を促進する補助金とされ、このほかに人文科学研究費を改称した人文研究費が、この取扱規程によって定められた。

1950（昭和25）年12月28日、文部省第31号をもって「科学研究費交付金等取扱規程」が一部改正され、科学研究費は、第一種研究（重要な基礎的研究）に対する科学研究費交付金、第二種研究（日本の科学の発達に寄与する研究）を助成する科学研究助成補助金、試験研究を促進する科学試験研究

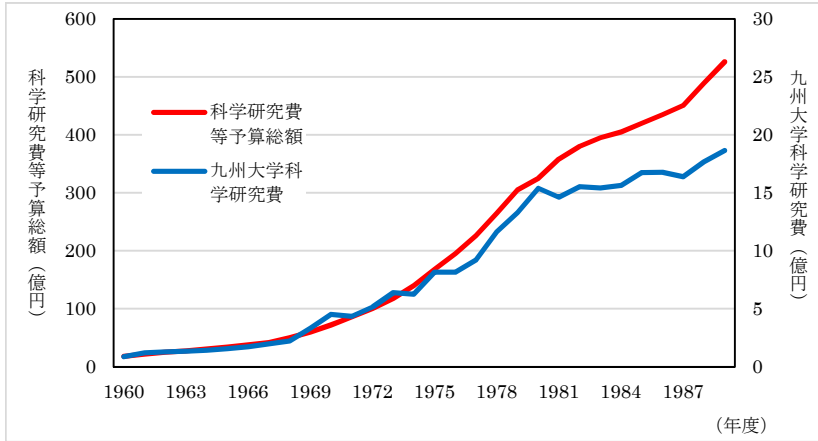


図 7-16 九州大学科学研究費補助金交付金額および科学研究費等予算総額の推移

出典：『九州大学一覧 総括編』。原現吉『科学研究費—その成立ちと変遷』（科学新聞社（出版局）、1989年）、pp.268-271。

費助成金にそれぞれ整理された。1918（大正7）年に発足していた科学奨励研究費は、1952（昭和27）年に奨励研究費と改称し、科学研究助成補助金に統合された。

1961年には科学研究費交付金の総合研究・機関研究の中にあつた放射線・原子力等の別枠が廃止され、新たに「特に推進すべき研究分野」（特進分野）が設けられ、1963年には特定研究と改められた。1965年には科学研究費交付金と科学試験研究費補助金が科学研究費補助金として一本化され、「科学研究費交付金等取扱規程」が廃止されて、「科学研究費補助金取扱規程」が制定された。

1967年12月、学術奨励審議会を改組した学術審議会は、文部大臣に科学研究費補助金の運用上の改善策についてを答申した。この答申にもとづき、従来から「総花主義」と言われていた機関研究と各個研究が廃止され、一般研究（A・B・C・D）と総合研究（A・B）に再編された。科学研究費等予算総額も、図7-16のように増加し、とくに1968年から1970年にかけては、

毎年20%の増加をみた。九州大学の科学研究費補助金交付金額も、予算総額の増加と並行して増大し、1954年に3200万円であったのが、1972年には5億円を超えるようになった。

他方、この時期には、文部省所管以外の多様な研究費体系が成立した。科学技術庁は1960年に特別研究促進調整費を発足させ、2つ以上の省庁が協力して行う総合研究を推進した。1966年には通産省に大型工業技術研究開発制度が発足し、官・民・学にわたる研究推進を行うようになった。また、農林省も大型研究を発足させるなど、各省庁の研究費が充実し、総体的には文部省科研費を上回る規模になってきた。

## 第4節 創立50周年

### (1) 創立50周年記念式典

1961(昭和36)年は、九州大学が1911(明治44)年1月1日に九州帝国大学として創立してから満50年にあたった。このため、九州大学は1957年11月の学部長会議において、創立50周年記念事業を実施する方針を決定し、翌1958年10月31日に小委員会を設けて、記念事業計画の素案を作成することとした。小委員会は、記念事業の内容として、記念会館の建設、記念出版物の刊行および記念祝典の開催等を立案し、学部長会議を経て、12月26日の評議会に実施要項試案を報告した。1959年2月20日、学部長会議はこの素案についてさらに検討するため、各部局から選出された委員をもって記念事業準備委員会を組織した。

1960年10月には「九州大学創立五十周年記念会」が組織され、記念事業の推進がいよいよ本格的な段階に入ることになった。記念会は、山田穰総長を会長とし、学内外の関係者によって理事会を構成するとともに、実行機関





図 7-17 創立 50 周年記念式典 (1961 年)

として、総務、募金、建設、出版、祝典・行事の各委員会を設けて記念事業の遂行にあたった。記念事業は大きく分けて 3 つあり、第 1 は記念祝典・祝賀行事、第 2 は記念会館の建設、第 3 は記念図書

の出版であった。そして、これらの記念事業を達成するため、3 億 5000 万円の寄付金を集めることとし、九州大学の教職員・学生はもとより卒業生および縁故者、その他各方面の有志者・団体に呼びかけた。

第 1 の九州大学創立 50 周年記念式典は、1961 年 5 月 11 日、招待者 600 人を含め約 2000 人の参加を得て工学部講堂において举行された。会場は当初工学部グラウンドに予定されていたが、前夜来の大雨のため急遽工学部講堂に変更されたのである。式典は午前 11 時、天児民和総務副委員長の開会の辞に始まり、山田稷総長の九州大学の歴史を中心とした式辞があり、来賓の文部大臣（代理）、平沢興京都大学総長、阿部源蔵福岡市長および卒業生代表の八幡製鉄所長角野尚徳等から祝辞が述べられた。つづいて勤続年数 35 年以上の者の表彰が行われ、和栗明工学部教授が 47 人を代表して表彰状を受けた。このあと荒川文六元総長の音頭で万歳を三唱し、とどこおりなく式典を終えた。式典終了後は茅誠司東京大学総長の挨拶に始まる祝賀会が催された。さらに午後からは工学部講堂において荒川文六元総長、三宅博医学部教授および目加田誠文学部教授を講師とする記念講演会が開催され、そのあと学術映画が上映された。翌 12 日からは各学部が学内を一般市民に開放し

て展示や実験を行い、これと並行して学友会を中心とする第14回九大祭が5月11日から14日まで盛大に催された（資料編Ⅱ-422、p.232）。

## (2) 創立五十周年記念講堂等の建設

### 記念講堂・同窓会館の建設

しかし寄付金については、募集をはじめて1年後の1962（昭和37）年秋になっても予定額の4分の1も集まらず、1964年春の完成を目標に1962年に着工を予定していた記念講堂・同窓会館の建設はまったく手をつけることができなかった。

これは、1961年頃からの金融引き締めと、地元石炭産業の不振によるもので、1964年12月になっても、目標額の3億5000万円に達しなかった。その後、1966年10月には、法人関係から2億9390万円余、卒業生・教職員その他から6156万円余、合計3億5547万円余の募金が集まったが、人件費諸物価等の値上りのため、目標額では不十分となり、その後も法人関係へ寄付を依頼することになった。

こうしたなかで、工学部建築学科九州大学創立五十周年記念講堂設計室において行われていた九州大学創立五十周年記念講堂の設計は、1966年10月末に完了し、箱崎地区の工学部第三分館が移動したあとに建築されることになった。工事は1966年11月21日に開始され、翌1967年10月20日に竣工、同年11月30日、九州大学創立50周年記念会から九州大学に寄付された。建設費は3億4860万2711円。鉄筋コンクリート4階建、建築面積3048m<sup>2</sup>、延面積5888m<sup>2</sup>で、2000名を収容する大講堂を中心に、大小3つの会議室、約400名を収容する食堂の3個の主な空間により構成されている。大講堂入口ホワイエは、太陽を象徴するコンクリートの壁画彫刻と天井から下げられた波濤を象徴するスペース・ワーク（空間作品）に包まれている。梁の長さは大講堂で約30m、正面の梁は約45mにおよんでいる。この構造



図 7-18 創立五十周年記念講堂（1967 年竣工）

はそのまま建物の正面まで延長され、縦にのびる 2 つの階段室のシャフトと横をつなぐ大きな梁が、記念講堂全体の形を決定している。この表現は、管崎宮の鳥居の形を現代建

築技術により新しく構成したものといわれている。

同窓会館は、それまで要求していた外国人研究者宿泊施設の設置が認められたため、これと併設されることになり、施設部によって設計が行われた。1966 年 11 月 19 日、医学部構内第一学生集会所の跡に着工され、翌 1967 年 5 月 15 日に竣工、同月 31 日、九州大学創立 50 周年記念会から九州大学に寄付された。総工費は 4857 万 1500 円。鉄筋コンクリート 3 階建、建築面積 262m<sup>2</sup>、延面積 810m<sup>2</sup> で、館内には、大会議室（50 席）、小会議室（15 席）、食堂（65 席）、ロビーおよび和室（2 室）等があり、各種会議、レセプション、宿泊等のほか、卒業生や教職員の相互親睦のために利用される。その後、1980 年 3 月に医学部同窓会より附属小講堂（200 席）が建設、寄付された。

1967 年 11 月 20 日、新装なった記念講堂において、九州大学創立五十周年記念講堂および同窓会館落成式が盛大に挙行された。式には多数の来賓および九州大学教職員約 2000 人が参列し、式終了後、参列者一同の参加による祝賀会が記念講堂の食堂において行われた。翌 21 日には落成記念行事の一環として、記念講堂大講堂において、河村又介元最高裁判所判事（九州大学名誉教授）と赤堀四郎元大阪大学長を講師とする記念講演会が開催された（以上資料編Ⅱ-422、pp.233-234）。

## 『九州大学五十年史』の刊行

記念図書としては、『九州大学五十年史』と1939（昭和14）年以降の『総合図書目録』の出版が計画され、1960年10月18日の九州大学創立50周年記念会の成立と同時に、出版委員会が発足した。そして、翌1961年2月13日の第2回委員会で出版小委員会が設けられ、同月20日の第1回小委員会において、五十年史を通史と学術史（上・下2冊）の3冊で編集する方針が立てられ、逐次委員会を開いて編集の具体的内容が検討されていった。9月29日に開かれた第3回委員会では、五十年史について、記述を1961年5月現在にすることをはじめ、組方・発行部数・経費などのことが検討され、通史・学術史のサンプルを作成することになった。

1962年6月には、附属図書館の教官閲覧室に編集室が設けられて専従のスタッフが配置され、本格的に編集が始められた。同室は通史の編集・執筆を担当し、また学術史編集の連絡にあたった。当初の方針では、1962年8月末までに学術史の原稿を集成し、学術史の成稿後に通史の編集にかかる予定であった。しかし、すでに『二十五年史』や『五十年史』を編纂して年史編集に蓄積のある医学部を除いて、他の部局は初めてのことであり、資料の検出は予想外に困難で、当初予定した原稿締切期限には間に合わなかった。

1966年4月頃には1～2の部局を除いてほぼ原稿が集まり、小委員会が提出原稿の調整にあたった。学術史の成稿が遅れたため、実際には学術史と通史は並行して編集が進められ、1967年11月に発行をみた。出版委員会発足の年から数えれば約7年、編集室が置かれた年から起算すれば約5年後の刊行であった。

『九州大学五十年史』全3巻は、九州大学で初めての本格的な年史であり、3巻の頁数は、通史698頁、学術史上巻841頁、同下巻856頁、合計2395頁で、これに年表・附図・図版が付載されている。通史と学術史とに大別する構成は、その先蹤せんしやうはすでに東北大学にも見られたが、学術史と調和をとりつつ、通史1巻を別立てに成巻して、歴史の中における1大学の歩みを明ら

かにしたのは本書が最初であった。九州大学の年史編纂としては、これまで医学部年史が2回編まれたほかは、各部局の年史はもちろん、大学全体の年史が公けにされたことはなく、本書刊行の第1の意義はこの点にあった。また、学術史によって、九州大学全体の学術研究の歴史が明らかにされ、日本および世界における九州大学の学術研究の全業績とその価値が明らかにされた。